

公表用	

令和 7 年 8 月

第 26 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 12 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 12 日 午後 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名

欠席委員 0 名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 96 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 97 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 98 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長

井上 栄輔

農地係長

宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 26 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 96 号から議案第 98 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。
	最初に、議案第 96 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 96 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 8 月 12 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 9 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。
藤川委員	今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字今井■■■■、田、2,335 m ² 。譲渡人は、福岡市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
西村委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、東泉四丁目■■■■、田、107 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与契約により所有権を移転し、新規就農するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	次に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。
繁永委員	今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、大字天生田■■■■、田、2,456 m ² 、外 2 筆計 5,283 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するということで申請されております。今後は申請地にハウスを建設してサラダレタスを栽培し、入所者を雇用することで働く場を提供するということです。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。

会長 松本委員	次に、稗田地区の２件について地区委員より報告願います。 稗田地区２件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号４番。物件の表示は、大字大谷■■■■、田、835 ㎡、外１筆計 1,516 ㎡。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号５番。物件の表示は、大字前田■■■■、畑、68 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 富田委員	次に、延永地区の１件について地区委員より報告願います。 延永地区１件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号６番。物件の表示は、大字下津熊■■■■、田、357 ㎡。譲渡人は、神奈川県鎌倉市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、小作地を自作化するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 沼口委員	最後に、椿市地区の３件について地区委員より報告願います。 椿市地区３件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号７番。物件の表示は、大字下崎■■■■、畑、877 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号８番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、1,779 ㎡、外１筆計 3,079 ㎡。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号９番。物件の表示は、大字須磨園■■■■、田、666 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。３条関係全般について、ご質疑ありませんか。

会長	－質疑なし－ ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 96 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	－全員挙手－ 全員賛成と認めます。よって、議案第 96 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 9 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 97 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 97 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 8 月 12 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■、以下 6 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大橋二丁目■■■■■、田、604 ㎡です。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 1 棟 227.49 ㎡、駐車場 162.50 ㎡、その他 214.01 ㎡。資金計画は、自己資金及び借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
西本委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、泉中央三丁目■■■■■、田、288 ㎡と泉中央三丁目■■■■■、田、1,186 ㎡の 2 筆で計 1,474 ㎡です。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲 5 区画 1,223.58 ㎡、道路水路 247.79 ㎡、その他 2.63 ㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と宅建免許証が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、稗田地区の 2 件について地区委員より報告願います。
川本委員	稗田地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字上稗田■■■■■、田、272 ㎡、既存宅地 58 ㎡含みます。所有者は、行橋市■■■■■、

	■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 101.58 m²、その他 228.42 m²。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のいずれにも該当しない第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号 4 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字下稗田■■■■、畑、22 m²です。所有者は行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、敷地拡張するものです。敷地拡張 22 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。すでに実行済みのため始末書も添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	最後に、延永地区の 2 件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字吉国字■■■■、畑、165 m²と大字吉国■■■■、畑、26 m²の 2 筆で計 191 m²、既存宅地 91.48 m²含みます。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、事務所及び倉庫を建築するものです。事務所 1 棟 26.79 m²、倉庫 2 棟 18.99 m²、駐車場 81 m²、その他 155.70 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のいずれにも該当しない第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号 6 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字下津熊■■■■、田、305 m²と大字下津熊■■■■、田、504 m²の 2 筆で計 809 m²、既存宅地 292 m²含みます。所有者は行橋市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、共同住宅及びドッグランを設置するものです。共同住宅 1 棟 235.2 m²、ドッグラン 165 m²、駐車場 162.5 m²、その他 538.3 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書が一部添付され、理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のいずれにも該当しない第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。
会長	ー質疑なしー ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第

	97 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 97 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 6 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 98 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 98 号。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、行橋市長より決定申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 8 月 12 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により大田委員の退室を求めます。 －大田委員退室－
会長	議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。こちらは農地法第 3 条ではなく、中間管理機構を通して行う農地の売買になります。申請地は受付番号 1 の大字道場寺■■■■、田、2,966 m²で所有者は行橋市■■■■、■■■■さんと受付番号 2 の大字道場寺■■■■、田、3,610 m²で所有者は行橋市■■■■、■■■■さんです。所有権の移転を受けるのは、行橋市■■■■、■■■■さんです。■■■■さんはこの地域の担い手であり、要件は満たしております。本会議でも審議の程よろしくをお願いします。以上です。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －異議なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 98 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 98 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。ここで、大田委員の入室を求めます。 －大田委員入室－
会長	以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。5 番、川本委員 6 番、舩津委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。